

## 東海市 3 階直結直圧給水実施要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、小規模貯水槽等を設置することなく配水管の水圧を有効利用し、3 階建ての建築物について直結直圧給水（以下「3 階直結直圧給水」という。）をすることで、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とする。

### (適用地区)

第 2 条 3 階直結直圧給水の適用地区は、配水管の水圧にて直接給水された各給水栓において、使用するのに支障のない 0.25 MPa 以上の配水管水圧を有する地区とする。

### (協議等)

第 3 条 申込者は、設計着手前に本要綱に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うため、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 水圧確認協議書（3 直様式第 1 号。以下「水圧協議書」という。）
- (2) 3 階直結直圧給水協議書（3 直様式第 2 号。以下「設計協議書」という。）

2 管理者は、申込者より提出された水圧協議書に対し、水圧確認通知書（3 直様式第 3 号。以下「水圧通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

### (覚書事項)

第 4 条 申込者は、協議書を作成する際には、その裏面に記述されている覚書事項の内容について承諾したうえで必要事項を記入するものとする。

### (建物用途及び配管形態)

第 5 条 3 階直結直圧給水の対象となる主な建物の用途は、次のとおりとする。

- (1) 戸建て専用住宅
- (2) 戸建て店舗付き住宅
- (3) 集合住宅
- (4) その他、管理者が認めたもの

2 3 階直結直圧給水の対象となる建物の配管形態は、次のとおりとすること。

- (1) 1 建物につき 1 給水引込み、1 給水方式とする。  
ただし、対象建物が同一用途でない場合は、3 階直結直圧給水と受水槽給水との併用をすることができるものとする。
- (2) 最小引込口径は、φ 20 mm とする。
- (3) 戸建て専用住宅及び集合住宅においてのヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の 1 分岐管からは 1 栓とする。
- (4) 集合住宅、店舗等の場合は、1 階の共用部に共用直圧給水栓を設けることとする。
- (5) 集合住宅、店舗等における最大引込口径は、配水管への水圧、水量等の影響等を考慮し φ 50 mm までとする。
- (6) 店舗の営業形態から断水対応が困難な場合は、各戸メータ以降において受水槽を

設置することができることとする。

(7) 学校等で災害時に避難所として水を利用する目的がある施設は、特別に3階直結直圧給水と受水槽を併用することができることとする。

(8) 建築物の階数が3階を越える場合でも、給水設備を4階以上に設けないときは、対象とする。

3 改造により給水方式を変更する場合は、管理者と協議すること。

(給水装置の逆流防止対策)

第6条 3階直結直圧給水の逆流防止対策は、次の各号に掲げる対策によるものとする。

(1) 給水立管における対策

(2) 逆流防止装置における対策

(配水管の口径)

第7条 3階直結直圧給水を実施する当該地点における配水管の口径は、 $\phi 75\text{mm}$ 以上とし、引込管口径より2口径以上太いものとする。

2 引込管と同一口径のメータより下流側においては、給水管口径をメータ口径より大きくすることはできない。

(給水器具の制約)

第8条 3階直結直圧給水を実施する対象建物の2階及び3階部に設置される給湯器、水道直結式洋風大便器、自動水栓、洗浄弁等は特に水压を必要とするため、各給水器具の最低作動水压を水理計算上で満たすものとする。

(水栓の高さ)

第9条 3階直結直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、給水分岐箇所の手地面より9.0mまでとする。

(実施条件及び回答書)

第10条 3階直結直圧給水の実施条件は、次のとおりとする。

(1) 建築物の用途が第5条第1項に規定する用途であること。

(2) 給水装置の配管形態が第5条第2項に規定する形態であること。

(3) 給水装置の逆流防止対策について、第6条に規定する対策がなされていること。

(4) 配水管の口径が第7条に規定する口径であること。

(5) 配水器具の制約について、第8条に規定する対処がなされていること。

(6) 水栓の高さが第9条に規定する範囲内であること。

2 管理者は、提出された協議書及び現場の状況等について審査し、その適否を3階直結直圧給水回答書(3直様式第4号)により、申込者に回答するものとする。

(給水装置の設計)

第11条 3階直結直圧給水を実施する対象建物への給水装置の設計は次のとおりとする。

- (1) 申請地における、配水管からの分岐箇所的设计水圧は、実測した水圧データを基に水圧通知書にて管理者が提示するものとする。
- (2) 給水装置内を流れる設計水量は、計画瞬時最大水量（同時使用水量）とし、使用形態等を考慮したうえで実態に応じた水量計算を行うものとする。
- (3) 給水装置内における設計水量に応じた摩擦損失水頭を求める場合、口径φ50mm以下はウエストン公式、口径φ75mm以上はヘーゼン・ウィリアムス公式における水理計算を行うものとする。
- (4) 給水装置を設計するに当たっては、第10条第1項の実施条件をすべて満たすよう計画するものとする。

2 管理者は、提出された協議書及び現場の状況等について審査し、その適否を3階直結直圧給水回答書（3直様式第4号）により、申込者に回答するものとする。

(メータ検針及び料金徴収)

第12条 検針及び料金徴収は、管理者が貸与したメータにより行うものとする。

2 メータを建築物内のパイプシャフト等に設置する場合は、メータの検針、点検、取替等に支障が生じないように施工するものとし、オートロック装置が設置してある建物については、その解放方法を管理者に届出るものとする。

(受水槽給水からの改造)

第13条 受水槽給水から3階直結直圧給水に改造する場合は、本要綱及び受水槽以下の設備を給水装置に切替える場合の手続きについて平成17年厚生労働省健康局水道課長通知（以下「給水装置の切替手続通知」という。）に適合するよう施工する。

(1) 既設配管において更生工事を施工した履歴がない場合

1 既設配管の材質

ア 既設設備の改造にあたり、やむを得ず既設の受水槽から各水栓に至るまでの装置の配管を再使用する場合は、その使用材料が給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生労働省第14号。以下「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

イ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管及び給水器具に取り替える。

ウ 埋設配管等の現場での確認が困難な場合は、図面等にて確認する。

2 既設配管の耐圧試験

ア 既設設備の耐圧試験における水圧は1.75Mpaとし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じてないことを確認する。

3 水質試験

ア 3階直結直圧給水への切替え前において、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、同法第4条に定める

水質基準を満たしていることを確認する。

イ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後、15分間滞留させたのち採水する。

ウ 水質試験の項目は、味、臭気、色度及び濁度のほか、管理者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

(2) 既設配管において更生工事を施工した履歴がある場合

上記(1)と同様に、給水装置の切替手続通知によるものとする。

(3) 既設高架水槽以降下流側の配管と、新たに設ける直圧給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。

(4) その他、3階直結直圧給水の協議時には、既設給水設備調査報告書(3直様式第5号)及び3階直結直圧給水切替に関する覚書(3直様式第6号)を管理者に提出すること。

(完了検査)

第14条 3階直結直圧給水を実施した給水装置は、本要綱に基づき完了検査を行うものとする。

2 指定工事事業者の主任技術者は、完了検査の前に社内検査を行うものとする。

なお、検査項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査・確認を行うこと。

(2) 給水装置の逆流防止対策が行われていることの検査・確認を行うこと。

(3) 施工した給水装置の耐圧試験及び水質試験を行うこと。

(4) 給水台帳等の書類検査を行うこと。

3 管理者の行う完了検査に主任技術者の立会いを必要と認めた場合は、主任技術者は立会わなければならない。

4 社内検査に合格した後に管理者の検査を受け、検査の結果において不合格と指摘された場合は、修正・手直し後、再度、検査を受け合格の判定がなされるまで給水を保留する。

(給水装置工事記録の保存)

第15条 指定工事事業者は、施行した給水装置工事に係る記録を整理し保存しなければならない。

(給水装置の維持管理)

第16条 給水装置の管理責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負うものとする。

2 給水装置の維持管理分界点は、次のとおりとする。

(1) 住宅内の官民境界からの1.5m以内にメータを1個設置する場合には、口径φ25mm以下はメータ直前の第1止水栓(逆止弁伸縮ボール止水栓)までとし、口径φ40mm以上はメータ直前の第1止水栓(仕切弁)までとする。

- (2) 3階直結直圧給水を実施する店舗等においては、1給水引込みに複数のメータを各階のパイプシャフト室等に設置するため、住宅内の官民境界から1.5m以内に設置する第1止水栓の仕切弁までとする。

#### 附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。